

「逗子市いじめ防止基本方針(案)」 策定に係る市民説明会

2021年（令和3年）8月1日（日）

本日の内容

- 1 いじめ防止対策推進法成立の経緯
- 2 いじめ防止対策推進法の概要
- 3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について
- 4 今後のスケジュール
- 5 質疑応答

1 いじめ防止対策推進法成立の経緯

1 いじめ防止対策推進法成立の経緯

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

1 いじめ防止対策推進法成立の経緯

○いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を規定

○2011年(平成23年)学校側がいじめはなかったとして隠蔽や責任逃れをしたことが原因で起こった大津市中2いじめ自殺事件が2012年(平成24年)になって発覚して、大きく取り上げられたことが契機となった。

○2013年(平成25年)6月28日に与野党の議員立法によって国会で可決成立し、同年9月28日に施行された。

2 いじめ防止対策推進法の概要

2 いじめ防止対策推進法の概要

第一章	総則
第二章	いじめ防止基本方針等
第三章	基本的施策
第四章	いじめ防止等に関する措置
第五章	重大事態への対処
第六章	雑則

2 いじめ防止対策推進法の概要

第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめの防止等のための対策の**基本理念**、**いじめの禁止**、**関係者の責務**等を定めること。

2 いじめ防止対策推進法の概要

第二章 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「**いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針**」の策定(※)について定めること。

※国及び学校は策定の**義務**、地方公共団体は策定の**努力義務**

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される**いじめ問題対策連絡協議会**を置くことができること。

2 いじめ防止対策推進法の概要

第三章 基本的施策

- 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として(1) **道徳教育等の充実**、(2) **早期発見のための措置**、(3) **相談体制の整備**、(4) **インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として(5)いじめの防止等の対策に従事する**人材の確保等**、(6) **調査研究の推進**、(7) **啓発活動**について定めること。

2 いじめ防止対策推進法の概要

第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として(1)いじめの事実確認、(2)いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、(3)いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

2 いじめ防止対策推進法の概要

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等(※)に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

2 いじめ防止対策推進法の概要

第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

3 逗子市いじめ防止基本方針（案） について

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- III 重大事態への対処
- IV いじめ防止等を推進する体制

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

【資料2ページ】

- 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、**いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要**

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

2 いじめの防止等に関する基本理念

【資料 2ページ】

いじめ



すべての子どもに関わる問題

社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であるという認識が必要

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 2 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

【資料 2ページ】

逗子市教育大綱 第1章

逗子教育ビジョンの『「つながりに気づき つながりを築く」人づくり』に基づき



いじめ対策への**5つの基本理念**を掲げる

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 2 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

【資料2ページ】

いじめ対策への5つの基本理念 ①

いじめは、人間として決して許されない行為であるということを、すべての児童・生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他児童・生徒に関わるすべての大人が、**共有し、いじめの根絶に取り組みます。**

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

【資料 2ページ】

いじめ対策への5つの基本理念 ②

いじめの起こる場所・場面は、学校の内外を問わず様々であることから、児童・生徒の周りにいる大人たちが、いじめが起こらないように見守ります。そのため、学校はもとより、家庭や地域、関係機関・団体、行政機関が連携して取り組みます。

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

【資料 2ページ】

いじめ対策への5つの基本理念 ③

すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校は、すべての教育活動を通じ、いじめの防止に取り組みます。

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

【資料 2ページ】

いじめ対策への5つの基本理念 ④

いじめを防止するためには、あらゆる機会を通して、大人たちから児童・生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の推進に取り組めます。

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

【資料 2ページ】

いじめ対策への5つの基本理念 ⑤

いじめを生まない土壌をつくるために、学校は、互いの存在を認め合う居場所づくりや心の通う絆づくりにつながるような集団づくり・学級づくりを進めます。

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

【資料 2ページ】

3つの段階

- (1)いじめの防止
- (2)いじめの早期発見
- (3)いじめへの対処

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

【資料 2ページ】

(1)いじめの防止

- *いのちを大切に作る心、他者を思いやる心の育成
- *自ら考え、主体的に取り組む機会
- *様々な問題やストレスへの適切な対処を学ぶ

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

【資料 3ページ】

(2)いじめの早期発見

- * 小さなことも見逃さず対応できる教職員の資質・能力の向上
- * アンケート調査 / 個人面談 / 相談しやすい環境・雰囲気
- * 家庭・地域・市民全体への啓発
- * 大人たち全員の子どものいのちを守る意識

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

【資料 3ページ】

(3)いじめへの対処

- * チームによる組織的な対応
- * いじめを受けている疑い → 速やかな事実確認
- * 迅速かつ適切な児童・生徒への支援・指導

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

5つの基本理念に基づき、それぞれが実施する施策

○逗子市 8つの施策

○逗子市教育委員会 5つの施策

○学校 6つの施策

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために市が実施する施策

【資料 5ページ】

○逗子市が実施する施策（8項目）

- (1) 財政の措置
- (2) 通報及び相談体制の整備
- (3) 関係機関との連携
- (4) 人材の確保及び資質の向上
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために市が実施する施策

【資料 6ページ】

○逗子市が実施する施策（8項目）

- (6) いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等
- (7) 啓発活動
- (8) 基本方針の内容の点検と見直し

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

2 いじめ防止等のために教育委員会が実施する施策 【資料 6ページ】

○教育委員会が実施する施策（5項目）

(1) 学校におけるいじめの防止

(2) いじめ早期発見のための措置

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

2 いじめ防止等のために教育委員会が実施する施策 【資料 7ページ】

○教育委員会が実施する施策（5項目）

(4) いじめに対する措置

(5) 学校評価における留意事項

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

2 いじめ防止等のために教育委員会が実施する施策

【資料 7・8ページ】

○学校が実施する施策（6項目）

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめ防止
- (3) いじめ早期発見のための措置
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- (5) いじめに対する措置
- (6) 学校評価における留意事項

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅲ 重大事態への対処

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅲ 重大事態への対処 1 いじめの重大事態

【資料 10ページ】

- 重大事態に陥った場合の対応
 - * 国・県の基本方針
 - * 「いじめの重大事態に関するガイドライン」
- 重大事態かどうかの判断
 - * 原則、学校
- 次のいずれかは、重大事態として対応
 - (1) 「**生命、心身又は財産に重大な被害**」が生じた場合
 - (2) **相当の期間欠席を余儀なくされている疑い**がある場合

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅲ 重大事態への対処 2 教育委員会又は学校による調査

【資料 10ページ】

- (1) 重大事態の報告
- (2) 調査の趣旨及び調査主体について
 - ア 学校が調査主体になる場合
 - イ 教育委員会が調査主体になる場合
- (3) 情報を適切に提供する責任
- (4) 調査結果の報告
- (5) 調査結果の公表

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅲ 重大事態への対処

2 教育委員会又は学校による調査

【資料 10ページ】

- (1) 重大事態の報告
- (2) 調査の趣旨及び調査主体について
 - ア 学校が調査主体になる場合
 - イ 教育委員会が調査主体になる場合
- (3) 情報を適切に提供する責任
- (4) 調査結果の報告
- (5) 調査結果の公表

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

Ⅲ 重大事態への対処

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

【資料 12ページ】

- (1) 再調査
- (2) 再調査の結果を踏まえた措置
 - * 重大事態への対処
 - * 同様の重大事態の再発防止のための措置

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

IV いじめ防止等を推進する体制

- 1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織
- 2 逗子市いじめ問題対策連絡協議会
- 3 逗子市いじめ問題調査委員会
- 4 逗子市いじめ問題再調査委員会

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

【資料 13ページ】

(1) 組織の設置

- * いじめ防止のための組織の常設

(2) 組織の構成員

- * 教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者ほか

(3) 組織の役割

- * いじめ問題に取り組む中核的な役割
- * いじめの未然防止・早期発見・早期対応
- * いじめ防止基本方針に基づく計画の作成、方針の見直し ほか

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

IV いじめ防止等を推進する体制

2 逗子市いじめ問題対策連絡協議会

【資料 14ページ】

【逗子市いじめ問題対策連絡協議会】

(1) 組織の設置

- * いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定

(2) 組織の構成員

- * 学校・教育委員会・児童相談所・警察・その他の関係者

(3) 組織の役割

- * いじめ防止に関する関係機関相互の連絡調整 ほか

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

IV いじめ防止等を推進する体制

3 逗子市いじめ問題調査委員会

【資料 14ページ】

【逗子市いじめ問題調査委員会】

(1) 組織の設置

- * いじめ防止対策推進法第14条第3項、第28条第1項の規定
- * **教育委員会の附属機関**

(2) 組織の構成員

- * 弁護士・医師・学識経験者・心理や福祉の専門家等

(3) 組織の役割

- * いじめの防止等のための調査研究
- * 重大事態の調査 ほか

3 逗子市いじめ防止基本方針（案）について

IV いじめ防止等を推進する体制

3 逗子市いじめ問題再調査委員会

【資料 15ページ】

【逗子市いじめ問題再調査委員会】

(1) 組織の設置

- * いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定
- * 市の附属機関

(2) 組織の構成員

- * 弁護士・医師・学識経験者・心理や福祉の専門家等

(3) 組織の役割

- * 学校又は教育委員会が重大事態の調査結果の再調査

4 今後のスケジュール

4 今後のスケジュール

○市民説明会 8月1日(日)【本日】

○意見募集 7月19日(月)～8月20日(金)

【閲覧場所】

学校教育課 情報公開課 市民交流センター 図書館

沼間小学校区コミュニティセンター 小坪小学校区コミュニティセンター

文化プラザホール 逗子アリーナ 高齢者センター

体験学習施設(スマイル) 市立小・中学校

【方法】

(1)ファックス 046-873-4520

(2)郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 学校教育課宛

(3)持参 ※開庁時間外、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

(4)フォームによる送信(逗子市ホームページより)

4 今後のスケジュール

○総合教育会議 8月26日(木)

○定例教育委員会 8月26日(木)

○逗子市議会第3回定例会 9月上旬～

○施行日 10月1日(金)【予定】

5 質疑応答

**「逗子市いじめ防止基本方針(案)」
策定に係る市民説明会**

本日はご参加有難うございました

2021年（令和3年）8月1日（日）

・事件の経緯

- ・ 大津市の中学校で発生した出来事で、複数の同級生(加害生徒3名)が2011年9月29日に体育館で男子生徒(被害生徒)の手足を鉢巻きで縛り、口を粘着テープで塞ぐなどの行為を行った。10月8日にも被害者宅を訪れ、自宅から貴金属や財布を盗んだ。被害者は自殺前日に自殺を仄めかすメールを加害者らに送ったが、加害者らは相手にしなかった。男子生徒は10月11日、自宅マンションから飛び降り自殺した^[4]。被害者の自殺後も加害者らは自殺した生徒の顔写真に穴を空けたり落書きをしたりしていた^[2]。学校と教育委員会は自殺後に、担任を含めて誰もいじめの事態に気付いていなかった、知らなかったと一貫して主張していた。後の報道機関の取材で、学校側は生徒が自殺する6日前に「生徒がいじめを受けている」との報告を受け、担任らが対応を検討した事は認めたが^[5]、当時はいじめではなく喧嘩と認識していたと説明した^[6]。学校側と監督する教育委員会も当初自殺の原因はいじめではなく家庭環境が問題と説明していた^[7]。